

平成24年3月19日付けで提出を受けた住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定により監査を行い、福岡市長に対し平成24年5月16日に勧告し、平成24年5月17日に請求人へ通知しました。

また、福岡市公報への掲載については、平成24年5月下旬を予定しております。

[請求人に対する監査結果通知文]

|         |     |   |   |
|---------|-----|---|---|
| 福岡市監査委員 | おばた | 久 | 弥 |
| 同       | 川   | 敦 | 子 |
| 同       | 石   | 幸 | 充 |
| 同       | 大   | 松 | 健 |

### 住民監査請求（福岡市職員措置請求）について（通知）

平成24年3月19日付けで提出を受けた住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定により監査を行ったので、同項の規定により、その結果を次のとおり通知します。

## 第1 住民監査請求書（福岡市職員措置請求書）の提出について

### 1 住民監査請求の内容等

(1) 請求人

尾崎 玲 氏  
神田 剛 氏

(2) 請求書の提出日

平成24年3月19日

(3) 請求の要旨

（「福岡市職員措置請求書」の原文のまま記載）

福岡市長に対する措置請求の要旨

1 請求の要旨

福岡市長は、福岡朝鮮学園を補助事業者とする平成21年度福岡朝鮮初級学校教育整備事業に対し、平成21年9月29日に補助金の交付を決定し、それにより福岡朝鮮学園へ190万円を交付した。

この補助金交付により福岡朝鮮学園 理事長 崔有福は平成22年3月31日付で補助事業に関する実績報告書を提出しているが、同書面は別紙記載の通

り、意図的且つ悪質性の高い明らかな矛盾で構成されている。

福岡朝鮮学園による不当な補助金交付申請に係るこれらの手続きは、福岡市補助金交付規則第18条及び同条2に該当する事由であるにもかかわらず、福岡市長は決定を取り消しておらず、また同規則第19条及び同20条に規定する、支給済み補助金の返還命令、及び、加算金の納付をさせていない。

それにより交付済み補助金額190万円及び、加算金として190万円に対する受領の日から納付の日まで年10.95パーセントの割合による金員をもって福岡市の財政に損害を与えている。

本件補助金の交付により1年以上が経過しているが、請求者はこの事実を平成23年12月22日付け情報開示請求に対する平成24年1月6日付け開示書類により知り得たものである。この点は地方自治法242条2項後段に定める正当な理由であり、また、財務会計上の怠る事実が継続している状態であるため請求期間の問題は生じない。

よって福岡市長は、福岡朝鮮学園に対し、補助金の交付の決定を取消し、交付済み補助金を返還させ、加算金を納付させるよう求める。

## 福岡朝鮮学園への補助金の支出が不当である理由

### 第1 納入業者の実態が不透明である。

- 1 平成21年9月29日決定の補助金交付は、福岡朝鮮学園が経営する福岡朝鮮初級学校の教育設備整備事業への補助事業名下に行われたものである。（事実証明書1）請求者が福岡市より開示を受けた資料によると、補助金の交付により全10項目の商品及び設備導入がなされたこととなっている。（事実証明書2：解説の便宜上、請求者はその10項目に1から10までの番号をつけた。）

これら①から⑩までの10項目のうち、②から⑩までの領収書の筆跡が同じである。

また、納品書、領収書の用紙については、納品書は①と⑤、②③④と⑥から⑩がそれぞれ同じ様式であり、領収書に至っては①から⑩すべてが同じ様式である。（事実証明書3－①から⑩）

特に②③④と⑥から⑩の納品書については、市販の定型帳票に書き込むものではなく、書式ごとパソコンで印字するものであり、用紙に記載されている通し番号も考慮すると偶然の一致は考えにくい。

（事実証明書3－②、③、④、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩）

これらのことから全10項目の購入業者の屋号は情報開示請求においては明らかにされていないものの、全ての品目において一つの業者、または屋号が違ったとしても同一の者によるものであると思われる。

- 2 この10項目は大別すると次の通りである。

- i 内装工事（①）
- ii 家電（② ③ ④）

- iii 式典用品(⑥)
- iv 学校体育用品(⑦)
- v 給湯設備(⑧)
- vi パソコン及びその関連商品(⑤ ⑨ ⑩)

この i から vi の 6 つの属性のうち、例えば i と v、ii と vi、iii と iv、など、類似関連したものを一つの業者と一緒に販売することはあっても、それ以外の組み合わせによって、異質の商品を全て同じ業者が取り扱うことは一般的な商形態ではあり得ない。

## 第2 支払報告書記載の内容が捏造である。

### 1 ①から⑩までの一つ一つの取引に関して検証してみる。

- i ①としたものは階段の手すり取り付け工事である。納品書にも詳細は記されておらず、また、写真も全体を写した一枚のみであり詳細については不明である。(事実証明書3-①、4-①)
- ii ②としたものは液晶テレビ20インチである。納品書にも詳細は記されておらず、また、写真も型式等を特定が出来ないような写し方をされており詳細については不明である。(事実証明書3-②、4-②)
- iii ③としたものは液晶テレビ37インチである。納品書にも詳細は記されておらず、また、写真も型式等を特定が出来ないような写し方をされており詳細については不明である。(事実証明書3-③、4-③)
- iv ④としたものはシャープDVDレコーダーである。福岡朝鮮学園による写真から型式を特定すると、「DV-AC82」という型式のものであることがわかる。一般的には最高値であっても価格は6万円程度とされ、福岡朝鮮学園が購入価格としているものとは7万円近い差額がある。(事実証明書3-④、4-④、5、6)
  
- v ⑤としたのはキャノンプリンターix5000である。発売開始が2006年であるため、2009年に購入できる商品ではあるが、発売から3年ほど経っている。価格がわかる資料では2010年が一番古い資料ではあるが、それからわかるように、経年後も価格が一定している商品であるため、購入したとされる2009年もあまり大差なく3万円ほどで販売されていたと考えられる。  
福岡朝鮮学園が購入価格としている金額の3分の2ほどが当時の相場であったことが推測される。  
(事実証明書3-⑤、4-⑤、7)
  
- vi ⑥としたものは屋外テントである。福岡朝鮮学園が添付した納品書にはその型番が「TA36」と記されている。TA36は天幕と骨組みが一体となった形状の商品である。しかし、福岡朝鮮学園による写真のものは骨組みと天幕が分離しており、その他の形状も全く異なり、購入したとされるものは全く別のものである。また、TA36の

場合、一般的な販売価格は144000円となっており、福岡朝鮮学園が購入価格としているものとは3万円ほどの差があり、3張購入したとされていることを考えると9万円ほど違う。

(事実証明書3-⑥、4-⑥、8)

vii ⑦としたものは体育用品である。福岡朝鮮学園による写真から「エバニュー社 等賞旗 6 DX」であることがわかる。この商品は同社の直接販売の小売価格で3780円であり、関連商品の「等賞旗用ポール(6本組)」8190円や「旗立台」1個2100円を組み合わせても24570円であり、福岡朝鮮学園が購入価格としているものは2倍以上の価格となっている。

(事実証明書3-⑦、4-⑦、9、10)

viii ⑧としたものは簡易シャワー設備である。納品書にも詳細は記されておらず、また、写真も全体を写した一枚のみであり詳細については不明である。

(事実証明書3-⑧、4-⑧)

ix ⑨としたものはパソコンである。福岡朝鮮学園が添付した納品書には「パソコン NEC Lavie スリムタワー型」と記載されており「Lavie」の誤植であると思われる。しかし、LavieはNECのノートパソコンブランドであり、当然、デスクトップの形態の一つであるスリムタワーなど存在しない。また、福岡朝鮮学園が添付した写真から、撮影のパソコンはNECのMateシリーズであり、Windows Vista Home Basic 搭載でインテル pentium モデルであることがわかる。これにより型式は「MY-22L A-6」と特定できる。価格はNECの標準小売価格で64000円であり、福岡朝鮮学校が購入したとする価格とは7万円以上の差がある。また、仮にこの機種を購入したとしても3台であれば20万円以上の差額が生じる。

(事実証明書3-⑨、4-⑨、11、12)

x ⑩としたものはパソコンソフトである。福岡朝鮮学園が添付した写真からこのソフトは「LABEL MAX」「Power Point 2002」「まっぷっぷ Ver 6」であることがわかる。

「LABEL MAX」は平成17年1月31日に販売終了しており、福岡朝鮮学園が購入したとされる平成21年には既にサポートサービス期間終了から2年6か月が過ぎている。このため、この時期に購入することはまずあり得ない。

「Power Point 2002」は2002年に発売されており、後継モデルが2003年に「Power Point 2003」、2007年に「Power Point 2007」が発売されている。そのため2009年の段階で2002年発売版を買うことは考えら

れず、また、入手もほぼ不可能である。

「まっぷっぷ Ver 6」はA. I S o f t社が2002年10月に発売したものであるが、同社は2006年11月に大手他社に吸収合併され、本商品も事実上の販売終了となった。そのため、他のパソコンソフトと同様、2009年に買うことは不可能である。これらのソフトの価格は「LABEL MAX」が6090円、「Power Point 2002アカデミック（学生・教育機関向け）11000円」、「まっぷっぷ Ver 6」が9800円であり、合計26890円となる。福岡朝鮮学園が購入価格としているものはこの合計のおよそ6倍もの金額であり、14万円以上の差額がある。

（事実証明書3-⑩、4-⑩、13、14、15、16）

2 これら10項目を表にまとめると次のようになる。

| No | 項目       | 納品書と写真が不一致 | 購入不可能な状況の商品 | 価格が標準を超える | 納品書写真共に詳細が明らかではない |
|----|----------|------------|-------------|-----------|-------------------|
| ①  | 手摺設置     | 不明         | 不明          | 不明        | ○                 |
| ②  | TV20インチ  | 不明         | 不明          | 不明        | ○                 |
| ③  | TV37インチ  | 不明         | 不明          | 不明        | ○                 |
| ④  | DVDレコーダー |            |             | ○         |                   |
| ⑤  | プリンター    |            |             | ○         |                   |
| ⑥  | 屋外テント    | ○          |             | ○         |                   |
| ⑦  | 体育用品     |            |             | ○         |                   |
| ⑧  | 簡易シャワー   | 不明         | 不明          | 不明        | ○                 |
| ⑨  | パソコン     | ○          |             | ○         |                   |
| ⑩  | パソコンソフト  |            | ○           | ○         |                   |

### 第3 まとめ

第1においては納入業者に関しての不透明性、第2においてはそれぞれの取引に関する矛盾点や問題点について述べたが、特に第2にあるように、例えば⑨のパソコンや⑩のパソコンソフトのように、明細書の納品品目に明らかに架空の商品や、その当時に発売されているはずがない商品が記載され、これに対応する形で、堂々と写真が掲載され更に一部は全く別の品物が写されている事実を考えれば、これらの不正は補助事業者である福岡朝鮮学園だけで行うことは出来ず、納入業者も同一の目的意識を持って行わなければ成し得ないものである。

このことから、二通りの予測が導かれるが、一つは納入業者とされる者は、事実上の福岡朝鮮学園の意思の及ぶトンネル会社であり、実際の納

入価格を水増しさせることにより、補助金交付をもって利益をかき上げしているということである。もう一つは取引そのものが架空取引であり、補助金の全額を不法な利益とするということである。内容からすれば、両方の組み合わせであり、後者の割合のほうが高いものと思われる。

福岡市補助金交付規則には、「補助金に係る予算の執行は、補助金が市税その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金の交付の目的に従って公正かつ効率的に行わなければならない」とされているが、福岡朝鮮学園及びその納入業者の行為は、これらを忘却するどころか計画的且つ極めて悪意に満ちたものである。

これは福岡市民による市政の信託に対する重大な挑戦であり、善良な市民の怒りは峻烈なものである。

今後、請求者は本件につき刑事告発をする所存であるが、まずは、市民の貴重な財産をあるべき姿に戻すべきという考えにより、本請求に至った次第である。

#### (4) 事実証明書

事実証明書として次の書類が添えられていました。

- 1 福岡朝鮮初級学校教育設備整備事業実績報告書（学校法人福岡朝鮮学園作成）
- 2 教育設備整備事業報告書（学校法人福岡朝鮮学園作成）
- 3 ①～⑩ 納品書 領収書
- 4 ①～⑩ 教育設備整備事業報告書（学校法人福岡朝鮮学園作成）
- 5 SHARP ホームページ（DVDレコーダー「DV-AC82」の内容）
- 6 CONECO. NET ホームページ（DVDレコーダー「DV-AC82」の価格）
- 7 価格. com ホームページ（キャノンプリンターix5000の販売価格の推移）
- 8 石野テント ホームページ（屋外テント「TA36」の外観と金額）
- 9 EVERNEW ホームページ（取扱商品の電子カタログの表紙）
- 10 EVERNEW ホームページ（等賞旗等の価格等）
- 11 NEC ホームページ（パソコン「MY-22L/A-6」の外観）
- 12 NEC ホームページ（パソコン「MY-22L/A-6」の価格）
- 13 株式会社アジェンダ ホームページ（パソコンソフト「LABEL MAX」の価格等）
- 14 Amazon ホームページ（パソコンソフト「Power Point 2002」のパッケージ外観）
- 15 Amazon ホームページ（パソコンソフト「Power Point 2002」の価格）
- 16 Amazon ホームページ（パソコンソフト「まっぷっぷ Ver. 6」のパッケージ外観）

#### 2 請求人に対する証拠の提出及び陳述の機会の付与

平成24年4月5日に、請求人尾崎玲氏及び神田剛氏から陳述を受けるとともに、「請求の理由についての補足」と題する下記の書面の提出を受けました。

(「請求の理由についての補足」の原文のまま記載)

第1 福岡朝鮮学園とその納入業者の関係の不透明性について

1 事業報告書添付の納品書、領収書の日付について纏めると次の表のようになる。

| No | 項目       | 納品日      | 支払日        |
|----|----------|----------|------------|
| ①  | 手摺設置     | 4月10日(金) | 6月20日(土)   |
| ②  | TV20インチ  | 5月13日(水) | 7月20日(月・祝) |
| ③  | TV37インチ  | 5月13日(水) | 7月20日(月・祝) |
| ④  | DVDレコーダー | 5月13日(水) | 7月20日(月・祝) |
| ⑤  | プリンター    | 5月7日(木)  | 6月20日(土)   |
| ⑥  | 屋外テント    | 5月18日(月) | 7月10日(金)   |
| ⑦  | 体育用品     | 5月18日(月) | 6月10日(水)   |
| ⑧  | 簡易シャワー   | 6月24日(水) | 9月29日(火)   |
| ⑨  | パソコン     | 7月21日(火) | 9月30日(水)   |
| ⑩  | パソコンソフト  | 7月21日(火) | 9月30日(水)   |

※ 日付についてはいずれも平成21年。番号と曜日は請求者によって補記。

2 前項の表を見ると、次の二つの不審な点があることがわかる。

- i 納品書と支払い日の間隔
- ii 支払日の曜日

3 納品日と支払日の間隔について

表中①と⑤の納品日は一か月近く違うが、支払日は同じである。①から⑩までの取引を一つの業者が納品しているということを前提に考え、一般的な商慣習による支払いサイトを基に考えると毎月7日、8日、9日のいずれかを締切日とし、翌月20日払いとの設定も考えられなくもないが、⑥と⑦のように納品日が同じであっても支払日が1か月も違うパターンもある。

これについては一見、支払いサイトの設定がなく、その取引の都度に支払日を取り決めているとも考えられなくもないような気がするが、⑤と⑦を見ると、先に納品済みの⑤よりも後に納品の⑦の支払いが先行していたりしている。

このような取引形態は販売者側の売掛金回収のみならず、購入者側の支払い管理にも錯綜を与えるため、通常の商取引では考えられない。

そのため、架空取引または、取引内容の改ざんが行われた可能性が高いと考えられる。

#### 4 支払日の曜日について

事業報告書記載内容から、納品日、支払日を特定すると上に記した表のようになるが、①から⑤の取引のように、土曜日及び祝日に代金払いをしたことになっていることが判明した。これも前項同様、一般的な商慣習では考えられないことであり、架空取引または、取引内容の改ざんが行われたことを示唆する証拠であると思慮される。

#### 5 これらにより福岡朝鮮学園と取引業者とされる者は、本件補助金交付につき、共謀して不正を企図したものとする。

### 第2 市の対応について

#### 1 本件補助金交付は従前より繰り返す通り、福岡朝鮮学園による公金の詐取であることは言うまでもないが、その申請を受けた市側の対応にも問題があると思われる。

#### 2 これまで請求者が主張してきた不正の事実は、巧妙かつ組織的で悪質であるものの、納品書、領収書の書式や筆跡の問題、事業報告書の杜撰さなど、自治体の公務員が本来の職務に関して持つべき注意力を以ってすれば、簡単に見抜ける程度のものであるにも関わらず、これらの不正がまかり通る背景には、本件補助金申請とそれに対する交付が形骸化していたことが原因であると思われる。

#### 3 自治体への補助金には、その原資が住民による税金を以って行われていることを考えると、手続きと決定には相当な厳格さが求められるべきものである。

事実、一般的な補助金申請にあってはこれらが守られており、ある事業者によると、「申請書類に1カ所でも虚偽の申告や記載を行った場合、補助金全体を取り消し、今後二度と申請することは出来ない」と何度も言われ、決定にもかなりの時間を要したという。

そのように厳しい姿勢が当然であるため、本件のように補助金交付後の事業報告書に虚偽がある場合、それは容易に認知することは出来得よう。

それにも拘わらず、これまで決定を取り消さず、補助金の返還と加算金の請求を怠っている現状は、許され難い。

また、これらの厳格さを欠く対応は、一般的な補助金の申請時の対応と大きく異なり、地方公務員法に規定する平等取扱いの原則に反する。



## 第2 要件審査

### 1 請求の対象となる事項について

住民監査請求において監査を求めることができるのは、地方自治法第242条第1項により、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認められるとき（以下「財務会計上の行為」といいます。）、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」といいます。）があると認められるときです。

本件請求の場合は、住民監査請求書（「福岡市職員措置請求書」をいう。以下同じ。）において、学校法人福岡朝鮮学園を補助事業者とする平成21年度福岡朝鮮初級学校教育設備整備事業に関し、福岡朝鮮学園が福岡市から交付を受けた当該補助金で購入した商品等について、「納入業者とされる者は、事実上の福岡朝鮮学園の意思の及ぶトンネル会社であり、実際の納入価格を水増しさせることにより、補助金交付をもって利益をかさ上げしている。」「取引そのものが架空取引であり、補助金の全額を不法な利益としている。」と述べるとともに、福岡朝鮮学園及び商品等の納入業者の行為は「計画的かつ極めて悪意に満ちたもの」であり、補助金の交付決定の取消事由に該当するにもかかわらず、「福岡市長は決定を取り消しておらず」、また、「支給済み補助金の返還命令、及び、加算金の納付をさせていない。」と述べていることから、福岡市長の違法又は不当に「怠る事実」を請求の対象としているものと認められます。

### 2 求めることができる必要な措置について

住民監査請求において求めることができる必要な措置については、地方自治法第242条第1項により、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができることとされています。

本件請求においては、住民監査請求書に、「福岡市長は、福岡朝鮮学園に対し、補助金の交付決定を取り消し、交付済み補助金を返還させ、加算金を納付させるよう求める。」との記載があることから、「当該怠る事実を改めるために必要な措置」を求めていると判断されます。

### 3 請求期間の要件について

住民監査請求において監査請求の対象とされる期間は、地方自治法第242条第2項により、「財務会計上の行為」を対象とする場合は、当該財務会計上の行為のあった日又は終わった日から、1年を経過すると住民監査請求を行うことができません。ただし、監査請求の対象が「怠る事実」を対象としている場合は請求期間の制限はありません。

本件請求は、「財務会計上の行為」については対象としておらず、「怠る事実」について対象としていると解されます。

しかしながら、「財務会計上の行為が違法・不当であることに基づいて発生する実体法上の請求権」の行使を怠る事実とする住民監査請求については、財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年の期間制限に服する（最高裁判決昭和62年2月20日）とされています。ただし、監査委員が当該怠る事実の監査を遂げるためには、特定の財務会計上の行為の存否、内容等について検討しなければならないとしても、当該行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にはない場合には、当該監査請求について地方自治法第242条第2項の請求期間の制限は適用されない（最高裁判決平成14年7月2日）とされています。

本件の「怠る事実」については、「計画的かつ極めて悪意に満ちた」福岡朝鮮学園等の行為に起因するものとされており、その場合は、特定の財務会計上の行為等が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にはないことから請求期間は制限されません。

#### 4 その他の要件について

請求人は福岡市民であること、福岡市の執行機関が指定されていることなど、住民監査請求に関して必要とされる地方自治法第242条第1項に規定されている要件等は、満たされています。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査対象事項

本件住民監査請求において監査を求められた事項について、要件審査の結果、次の事項を監査対象とします。

- (1) 所管課（教育委員会教育環境部学事課）における学校教育設備整備補助金事務の取扱について
- (2) 学校法人福岡朝鮮学園と納入業者との取引実態について
- (3) 福岡朝鮮初級学校における物品等の管理状況について

#### 2 事情聴取

##### (1) 関係職員の陳述

平成24年4月5日に、教育委員会教育環境部学事課職員から陳述を聴取しました。

（「意見陳述書」の原文のまま記載）

住民監査請求に基づく関係職員意見陳述 要旨

教育委員会 教育環境部 学事課

[ 学校教育設備整備補助金の制度について ]

学校教育設備整備補助金については、私学教育の振興等を図ることなどを目的に、

「私立学校法」、「私立学校振興法」、「福岡市補助金交付規則」及び「補助金交付要綱」の規定に基づき、私立小・中・高等学校37校及び福岡朝鮮初級学校が行う教育設備整備事業に対して交付している。

交付事務の流れとしては、例年6月から7月頃に学校からの補助金交付申請を受け、補助の対象となる購入備品等の審査を行い、交付決定を行っている。

審査にあたっては、補助金交付要綱に則っているかはもとより、購入備品や用途が、部活動等で特定の児童生徒に使われるのではなく、児童生徒が授業等で使うことができるか、児童生徒のために学校内で使用される備品かについても確認している。

その後、学校に対して交付決定通知を行い、学校からの請求を受けて補助金を支出している。

そして、学校で教育設備の整備、備品の購入を行った後の年度末には、学校から、購入備品等の写真・納品書・領収書を添付した実績報告書の提出を受け、補助金の使途を確認し、補助金額の確定を行っている。

なお、交付申請で予定していた備品等の購入がなかったことなどにより、実績報告における対象事業の合計金額が補助金交付額を下回った場合には、学校に対しその差額の返還を求めることとなる。

[平成21年度の福岡朝鮮初級学校補助金交付の具体的状況について]

平成21年度の福岡朝鮮初級学校補助金については、平成21年6月12日に交付申請書が提出され、その後、内容審査を行って9月29日に交付決定し、10月9日に補助金を交付している。そして、平成22年3月31日に実績報告書の提出を受けて内容を確認し、補助金額の確定を行っている。

備品等の購入状況については、実績報告書に添付された購入備品等の写真・納品書・領収書により確認するとともに、平成23年2月2日に学事課職員が同校の現地調査を行い、実績報告書の内容と一致することを確認している。

なお、同校においては、備品管理台帳等による出納管理が行われていなかったため、備品管理台帳等を整備し、備品の適正な管理を行っていくよう指導を行っている。

## (2) 関係職員聴取

平成24年4月6日、教育委員会教育環境部学事課職員から事情を聴取しました。

## (3) 補助の相手方からの聴取

平成24年4月10日、14日、18日に福岡朝鮮初級学校に対し、実査を行うとともに福岡朝鮮初級学校長及び学校法人福岡朝鮮学園総務部長から事情を聴取しました。また、平成24年4月27日に監査事務局にて、福岡朝鮮初級学校長及び学校法人福岡朝鮮学園総務部長から事情を聴取しました。

## (4) その他の関係人聴取

平成24年4月14日、福岡朝鮮初級学校の取引業者から事情を聴取しました。

## 第4 監査の結果

### 1 事実関係の確認

監査対象事項に関する事実関係については、住民監査請求の内容等及び関係職員等からの事情聴取に基づき、次のとおり確認しました。

#### (1) 福岡朝鮮初級学校について

福岡朝鮮初級学校の概要は次のとおりです。

##### ① 設立等

学校法人福岡朝鮮学園（北九州市）により設立され、昭和41年に福岡県が各種学校として認可。

##### ② 所在地

福岡市東区和白五丁目

##### ③ 福岡朝鮮初級学校の構成

ア 初級部 1～6学年（各学年1学級）

イ 附属幼稚園 年少少組（3歳未満）1学級，年少組（3歳～4歳）1学級，年中・年長組（5歳～6歳）1学級

##### ④ 児童・園児及び教職員数（平成24年4月1日現在）

児童・園児58名

校長1名，初級部教師6名，初級部講師3名，幼稚園教師3名，非常勤校医2名，事務職員（パート）2名

##### ⑤ 学校法人福岡朝鮮学園が設置している学校

ア 福岡朝鮮初級学校（福岡市）

イ 北九州朝鮮初級学校（北九州市）

ウ 九州朝鮮中高級学校（北九州市）

#### (2) 本件支出について

① 平成21年度福岡朝鮮初級学校教育設備整備事業補助金の支出内容は次のとおりです。

| 件名                     | 補助金交付申請日   | 補助金交付決定日   | 補助金交付日     | 補助金確定日     | 補助金支出額     |
|------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 平成21年度福岡朝鮮初級学校教育設備整備事業 | 平成21年6月12日 | 平成21年9月29日 | 平成21年10月9日 | 平成22年3月31日 | 1,900,000円 |

② また、当該事業に係る収入及び支出については、次のとおりとなっています。

ア 収入

| 科目     | 予算額         | 決算額         |
|--------|-------------|-------------|
| 福岡市補助金 | 1,900,000 円 | 1,900,000 円 |
| 学校経費分  | 96,000 円    | 195,800 円   |
| 合計     | 1,996,000 円 | 2,095,800 円 |

イ 支出

| 品名・規格等                   | 単価 (円)  | 数量 | 購入金額 (円)  |
|--------------------------|---------|----|-----------|
| ①階段用安全手摺設置               | 231,000 | 1  | 231,000   |
| ②シャープ液晶テレビ20インチ          | 47,250  | 1  | 47,250    |
| ③シャープ液晶テレビ37インチ          | 236,250 | 1  | 236,250   |
| ④シャープDVDレコーダー            | 126,000 | 1  | 126,000   |
| ⑤キャノンプリンター i x 5000 A3対応 | 47,250  | 1  | 47,250    |
| ⑥屋外テント                   | 183,750 | 3  | 551,250   |
| ⑦体育用品 (等賞旗他)             | 50,400  | 1  | 50,400    |
| ⑧簡易シャワー設備 (温水配管)         | 207,900 | 1  | 207,900   |
| ⑨パソコン                    | 141,750 | 3  | 425,250   |
| ⑩パソコンソフト                 | 57,750  | 3  | 173,250   |
| 合計                       |         |    | 2,095,800 |

(3) 所管課 (教育委員会教育環境部学事課) における学校教育設備整備補助金事務の取扱について

- ① 福岡朝鮮初級学校教育設備整備事業補助金については、所管課は、通常年は6月から8月頃に学校法人朝鮮学園からの補助金交付申請を受け、審査の上交付決定を行っており、その後、学園に対して交付決定通知を行い、学園からの請求を受けて補助金を支出しています。また、年度末に、学園から、購入備品等の写真・納品書・領収書を添付した実績報告書の提出を受け、平成23年2月2日に実地調査を行うまでは、書類審査のみにより、補助金額の確定を行ってきています。
- ② 平成21年度の福岡朝鮮初級学校教育設備整備事業補助金については、所管課は、平成21年6月12日に交付申請書の提出を受け、9月29日に交付決定の上、10月9日に補助金を交付しており、その後、平成22年3月31日に実績報告書の提出を受けて、補助金額の確定を行ってしています。
- ③ 平成23年2月2日に同校の現地調査を所管課職員が行い、平成21年度の実績報告書添付の備品等の写真と現物が一致するかどうかを確認していますが、購入備品のうち、パソコン及びパソコンソフトについては、児童生徒がパソコン教室で授

業中であったため、教室内での確認が行われていません。

- ④ なお、同日の現地調査において、同校ではそれまで備品管理台帳等による出納管理が行われていなかったため、備品管理台帳等を整備するよう指導を行っています。

#### (4) 学校法人福岡朝鮮学園と納入業者との取引実態について

- ① 平成21年度の福岡朝鮮初級学校教育設備整備事業補助金に係る備品等の納入業者は、1者でしたが、当該業者は福岡県の登録業者であったほか、福岡県・佐賀県・長崎県内の自動車学校、交通安全協会、運転免許試験場などとの取引実績が確認できました。なお、登録業種は、電気器具を含む機械器具や工事中材料であったことも確認できました。
- ② 納入業者が1者であったのは、学校教育に注力する必要がある中、契約の都度、選定業者の確保を始め契約事務に多大な労力を要すること、また、当該業者とは長い取引関係があり、学校の予算等の事情を熟知し、学校の要望に沿った柔軟な対応ができる貴重な存在であったからとの学校からの説明がなされています。
- ③ 備品等の購入に際しては、学校が予算を業者に連絡し、この金額を踏まえたカタログや見積書の提示を受けて、学校が検討の上決定する、なお、見積書等の保存期間は1年としていると学校からの説明がなされています。
- ④ なお、備品については、当該納入業者から、取扱備品がない場合等には日頃取引のある別業者から仕入れており、また、工事の場合は、別業者に工事施工を発注し、現場監督等を行っている、その際、当該納入業者は販売価格等の1割程度の間接マージンを受け取っているとの説明がなされています。
- ⑤ なお、支払が納品から2か月を超えていること等支払日と納品日の問題については、商品の種類の多寡と価格による資金繰りの関係などによること、また、代金支払いが土曜日や祝日に行われているのは、土日も授業日であることや祝日も教師が交代制で出勤するなどされているため出校した教師等が業者に現金払いをしていると学校からの説明がなされています。

#### (5) 福岡朝鮮初級学校における物品等の管理状況について

福岡朝鮮初級学校においては、学校法人会計と独立した会計を設け、入出金伝票や総勘定元帳を作成しており、入出金伝票及び総勘定元帳の金額が、納品書及び領収書の金額と一致することを確認しました。また、現在は備品管理台帳を作成しています。

## 2 請求人の主張の検証

### (1) 平成21年度福岡朝鮮初級学校教育設備整備事業補助金の補助対象品目について

住民監査請求書第2の第2項中の補助対象品目①～⑩について、調査結果は次のとおりです。

#### ① 階段用安全手摺設置

##### ア 請求人の主張

請求人は、「納品書にも詳細は記されておらず、また、写真も全体を写した一枚のみであり詳細については不明である」と主張しています。

##### イ 調査の結果

階段用安全手摺は、福岡朝鮮初級学校の本校舎1階～2階に設置されており、設置状況と写真は一致していることを現地にて確認しました。価格については、納品書及び領収書記載の価格（約23万円。なお、記載に当たっては万円未満を四捨五入しています（以下同じ）。）と、当該手摺の規格等に基づき、福岡市が平成21年度に発注したと仮定した場合の推定設計価格（約21万円）を比較すると、約2万円の価格差がある（前者が高価である）ものの、概ね妥当な金額であると考えます。

#### ② シャープ液晶テレビ20インチ

##### ア 請求人の主張

請求人は、「納品書にも詳細は記されておらず、また、写真も型式等を特定が出来ないような写し方をされており詳細については不明である」と主張しています。

##### イ 調査の結果

(ア) シャープ液晶テレビ20インチは、シャープアクオスの「LC-20D302008年製」であり、学校の職員室に設置されていることを確認しました。価格については、納品書及び領収書記載の価格（約5万円）と、液晶テレビAQUOS相談窓口にて聴取した同製品発売（平成20年）当時の「市場推定価格」（約9万円）を比較すると、約4万円の価格差がある（前者が安価である）ことが判明しました。したがって、何ら問題のない価格です。

(イ) なお、同テレビの価格は「オープン価格」となっています。

○ 「オープン価格」とは、メーカーが自社の製品に「希望小売価格（標準小売価格）」を設定せず、小売業者が市場動向をみて独自につける価格のこと

です。この仕組みは家庭電化製品について、「15%以上の値引きが市場の3分の2以上で、あるいは20%以上の値引きが市場の2分の1以上で行われている場合は二重価格」という基準が公正取引委員会によって設けられてから、この基準に触れないように、家電メーカーが値崩れの激しい製品に適用することが多い（「経済新語辞典」日本経済新聞社／編）とされています。

したがって、実際の商品の販売価格は契約当事者間で自由に決定できるものであり、発売前の商品について、市場での発売価格を推定した「市場推定価格」は目安であるに止まります。

- なお、「希望小売価格（標準小売価格）」とは、商品を製造するメーカーや輸入する代理店など、小売業者以外の者が、自己の供給する商品について設定した販売参考小売価格をいいます。

通常は、実売価格 ≤ 希望小売価格になるものの、実売価格 > 希望小売価格の場合もあり、プレミアの見込まれる商品や供給の追いつかない商品のような場合にそのような傾向になるとされます。最終的な価格決定権は小売業者にあり、実売価格は希望小売価格より安くても高くても、法律的には問題はないとされています。

### ③ シャープ液晶テレビ37インチ

#### ア 請求人の主張

請求人は、「納品書にも詳細は記されておらず、また、写真も型式等を特定が出来ないような写し方をされており詳細については不明である」と主張しています。

#### イ 調査の結果

シャープ液晶テレビ37インチは、シャープアクオスの「LC-37DS52009年製」であり、学校の図書室に設置されていることを確認しました。価格については、納品書及び領収書記載の価格（約24万円）と、液晶テレビAQUOS相談窓口にて聴取した同製品発売（平成21年）当時の「市場推定価格」（約23万円）を比較すると、ほぼ同価格であり妥当な価格であると考えます。なお、同テレビの価格も「オープン価格」となっています。

### ④ シャープDVDレコーダー

#### ア 請求人の主張

請求人は、「福岡朝鮮学園による写真から特定すると、『DV-AC82』という型式のものであることがわかるので、一般的には最高値であっても価格は6万円程度とされ、福岡朝鮮学園が購入価格としているものとは7万円近い差額がある」と主張しています。



## イ 調査の結果

シャープDVDレコーダーは、シャープアクオスの「DV-AC82 2008年製」であり、学校の職員室に設置されていることを確認しました。

価格については、「オープン価格」となっていますが、納品書及び領収書記載の価格（約13万円）と、液晶テレビAQUOS相談窓口にて聴取した同製品発売（平成20年）当時の「市場推定価格」（約7万円）を比較すると、約6万円の価格差がある（前者が高価である）ことが判明しました。

しかしながら、シャープDVDレコーダーの価格には、DVDレコーダー本体のほか、当該DVDレコーダーと液晶テレビ37インチを置くことを予定して同時に購入した台が納品物に含まれていたにもかかわらず、納品書の記載や写真にその台を含めていなかったことについて業者及び学校から補足説明があり、また、当該台は、現在、図書室で、液晶テレビ37インチの台として利用されているとの説明が学校からありました。

学校の図書室にて、確かに木製の台を確認しました。型番がないため販売価格は不明ですが、類似品から推測すると、その大きさ（幅156cm、奥行き53cm、高さ44cm）から、価格は2、3万円程度と考えられます。また、当該代金には運搬設置費や1割程度の業者の-marginも含まれていたとの説明が業者及び学校からありました。

シャープDVDレコーダーの価格は「オープン価格」であり「市場推定価格」は目安に過ぎないことに加え、上記のような諸事情を総合的に考慮すれば、不当な価格であると断定することは難しいものと考えます。

## ⑤ キヤノンプリンター i x 5 0 0 0 A 3 対応

### ア 請求人の主張

請求人は、「発売開始が2006年であるため、2009年に購入できる商品であるが、発売から3年ほど経っている。価格がわかる資料では2010年が一番古い資料ではあるが、それからわかるように、経年後も価格が一定している商品であるため、購入したとされる2009年もあまり大差なく3万円ほどで販売されていたと考えられる。福岡朝鮮学園が購入価格としている金額の3分の2ほどが当時の相場であったことが推測される」と主張しています。

## イ 調査の結果

キヤノンプリンター i x 5 0 0 0 A 3 対応は、学校のパソコン室に設置されていることを確認しました。価格については、「オープン価格」となっており、平成21年当時の価格は不明ですが、インターネット上の「価格.com」で平成18年当時の最初の発売価格（初値）を調査したところ、37,995円でした。

ただし、「価格.com」は、ネット通販の価格であるため、店頭販売価格より店舗が不要な分、一般的には安価とされています。

したがって、納品書及び領収書記載の価格（約5万円）と、「価格.com」での平成18年当時の初値（約4万円）を比較すると、約1万円の差であり（前者が高価である）概ね妥当な価格であると考えます。

## ⑥ 屋外テント

### ア 請求人の主張

請求人は、「福岡朝鮮学園が添付した納品書にはその型番が『T A 3 6』と記されている。T A 3 6は天幕と骨組みが一体となった形状の商品である。しかし、福岡朝鮮学園による写真のものは骨組みと天幕が分離しており、その他の形状も全く異なり、購入したとされるものは全く別のものである。また、T A 3 6の場合、一般的な販売価格は144,000円となっており、福岡朝鮮学園が購入価格としているものとは3万円ほどの差があり、3張購入したとされていることを考えると9万円ほど違う」と主張しています。

### イ 調査の結果

業者から、納品した商品の型番は「T A 3 6」ではなく「P P 2 3」であり、納品書の型番は記載誤りとの申し立てがありました。同型番の商品は、校庭内の倉庫に保管されていることを確認しています。価格については、納品書及び領収書記載の価格（約55万円）と、「メーカー希望小売価格」（約57万円）を比較すると、2万円程度の価格差があり何ら問題はありません。

## ⑦ 体育用品（等賞旗他）

### ア 請求人の主張

請求人は、「福岡朝鮮学園による写真から『エバニュー社 等賞旗 6 DX』であることがわかる。この商品は同社の直接販売の小売価格で3,780円であり、関連商品の『等賞旗用ポール（6本組）』8,190円や『旗立台』1個2,100円を組み合わせても24,570円であり、福岡朝鮮学園が購入価格としているものは2倍以上の価格となっている」と主張しています。

### イ 調査の結果

等賞旗は、エバニュー社の「6・DX」、関連商品は「等賞旗用ポール（6色組）」及び「旗立台4」6台であり、学校の職員室で、現物を確認しました。

価格については、平成21年度「メーカー希望小売価格」は、それぞれの単価が3,780円、7,350円、2,100円、計23,730円であり、購入価格との差が大きいことが判明しました。

しかし、納品書には「等賞旗他」とあり、この「他」にモルテン社の「ライン引き」が含まれているとの説明が業者からありました。このことについて、業者の売上傳票から平成21年5月18日の納品を確認するとともに、当該商品を学校の玄関口で確認しています。

なお、価格は、等賞旗とライン引きを合計すると54,915円となり、納品書及び領収書記載の価格（50,400円）と比較すると、問題ある価格ではありません。

## ⑧ 簡易シャワー設備（温水配管）

### ア 請求人の主張

請求人は、「納品書にも詳細は記されておらず、また、写真も全体を写した一枚のみであり詳細については不明である」と主張しています。

### イ 調査の結果

簡易シャワー設備は、学校の本校舎1階トイレに設置されており、設置状況と写真は一致していることを現地で確認しました。価格については、納品書及び領収書記載の価格（約21万円）と、当該設備の規格等に基づき、福岡市が平成21年度に発注したと仮定した場合の推定設計価格（約23万円）を比較すると、約2万円の価格差（前者が安価）があり、妥当な金額であるといえます。

## ⑨ パソコン

### ア 請求人の主張

請求人は、「福岡朝鮮学園が添付した納品書には『パソコン NEC Lave スリムタワー型』と記載されており『Lavie』の誤植であると思われる。しかし、LavieはNECのノートパソコンブランドであり、当然、デスクトップの形態の一つであるスリムタワーなど存在しない。また、福岡朝鮮学園が添付した写真から、撮影のパソコンはNECのMateシリーズであり、Windows Vista Home Basic 搭載でインテルpentiumモデルであることがわかる。これにより型式は『MY-22L A-6』と特定できる。価格はNECの標準小売価格で64,000円であり、福岡朝鮮学校が購入したとする価格とは7万円以上の差がある。また、仮にこの機種を購入しても3台であれば20万円以上の差額が生じる」と主張しています。

### イ 調査の結果

学校から、当初、平成21年7月に購入したパソコンとパソコンソフトは、平成22年11月か12月に、小学部児童が学童保育時間中に、パソコン室で暴れて両者とも壊してしまい、廃棄処分にしたとの説明がなされていました。また、納品書の「パソコンNEC Lave スリムタワー」は「パソコンNEC Mate」の記載間違いであるとの業者からの申し出がありました。

ところが、その後の学校からの説明から、パソコンとパソコンソフトは、実際は、平成22年ではなく平成21年の12月4日に壊され、同月末に廃棄したこと、壊される前のパソコン等の写真は撮っておらず、平成22年3月提出の実績報告書に添付された「Mate」の写真は、平成21年7月に購入した「Mate」の写真ではなく、学校長の知人が保有していた同じ「Mate」の写真であったことが判明しました。学校からは、「補助金実績報告時の平成22年3月に、所管課に対し、購入したパソコン等は既に壊されてしまったということを経験すると、その分の補助金が支給されなくなるのではないかと不安があった。決して悪意ではなく流れの中でそのような処理をしてしまった。」との説明がなされています。

す。なお、廃棄されているため現物は確認できませんでした。

## ⑩ パソコンソフト

### ア 請求人の主張

請求人は、「福岡朝鮮学園が添付した写真からこのソフトは『LABEL MAX』、『Power Point 2002』、『まっぷっぷ Ver 6』であることがわかる。『LABEL MAX』は平成17年1月31日に販売終了しており、福岡朝鮮学園が購入したとされる平成21年には既にサポートサービス期間終了から2年6か月が過ぎている。このため、この時期に購入することはまずあり得ない。『Power Point 2002』は2002年に発売されており、後継モデルが、2003年に『Power Point 2003』、2007年に『Power Point 2007』が発売されている。そのため2009年の段階で2002年発売版を買うことは考えられず、また、入手もほぼ不可能である。『まっぷっぷ Ver 6』は、A. I Soft社が2002年10月に発売したものであるが、同社は2006年11月に大手他社に吸収合併され、本商品も事実上の販売終了となった。そのため、他のパソコンソフトと同様、2009年に買うことは不可能である。これらのソフトの価格は『LABEL MAX』が6,090円、『Power Point 2002 アカデミック（学生・教育機関向け）』11,000円、『まっぷっぷ Ver 6』が9,800円であり、合計26,890円となる。福岡朝鮮学園が購入価格としているものはこの合計のおよそ6倍もの金額であり、14万円以上の差額がある」と主張しています。

### イ 調査の結果

学校から、実際に購入したパソコンソフトは、写真の「LABEL MAX」、 「Power Point 2002」、 「まっぷっぷ Ver 6」ではなく、学研の学習ソフトである「3・4年算数基本セット」、「5・6年算数基本セット」、「6年デジタル掛図（社会）セット」であったが、パソコン同様、平成22年3月の事業実績報告時には、学研のソフトは壊されていたため、当時、学校にあった別のソフトの写真を実績報告書に添付してしまったとの説明がなされています。

なお、「LABEL MAX」、「まっぷっぷ Ver 6」の「メーカー希望小売価格」は、それぞれ6,090円、9,800円であったことが確認できました。「Power Point 2002」は「オープン価格」で販売されており、平成21年当時の価格は確認できませんでしたが、1万円～2万円程度であったものと推定されます。

### 3 監査委員の判断

請求人が主張するように、請求の対象となっている事項について、「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」があり、よって、福岡市長が、学校法人福岡朝鮮学園に対し、既に交付済みの平成21年度福岡朝鮮初級学校教育設備整備事業補助金190万円の交付決定を取消し、当該補助金を返還させ、併せて加算金を納付させるべきかどうかについて判断します。

#### (1) 「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」について

上記1のとおり、平成21年度福岡朝鮮初級学校教育設備整備事業補助金の補助対象品目の10品目のうち、①～⑧の品目については、現物で確認でき、購入等価格についても、ほぼ妥当と判断されました。

⑨パソコン及び⑩パソコンソフトについては、既に失われており現物は確認できませんでしたが、学校が、以前存在した現物と異なる写真を添付していたことが判明しました。事情があったとはいえ、学校には、真実でない写真を補助金の実績報告書に添付することが、「提出書類に虚偽の記載があった（福岡市福岡朝鮮初級学校補助金交付要綱第9条第1項）」ことに当たることの認識はあったと考えられます。

そして、そのことについて、写真上の異なるパソコンソフト3本の価格が同一であるとして納品書等に記載されていたこと、写真上のソフトの単価に比し、納品書等記載のソフトの単価が高額であることが明白であったこと、平成23年2月以前は、補助金額の確定時等に所管課職員が現地調査を行ったことがなかったこと、平成23年2月の現地調査の際にも所管課職員はパソコン及びパソコンソフトの十分な確認を行っていなかったことなどから、必要な注意を払えば所管課職員が発見できたものであると考えられます。

よって、学校法人福岡朝鮮学園に対し、パソコン及びパソコンソフトに係る交付済み補助金の交付決定を取消し、当該補助金を返還させるべきであることから、「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」があると判断せざるを得ません。

#### (2) 上記(1)の結果を踏まえ、市に損害が発生しているか。

⑨パソコン及び⑩パソコンソフトに関し、「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」が認められることから、福岡市に当該事由による損害が発生していると認められます。

#### (3) 以上の結果を踏まえ、求められた措置を行う必要があるか。

⑨パソコン及び⑩パソコンソフトに係る補助金相当額について、交付済みの平成21年度福岡朝鮮初級学校教育設備整備事業補助金の交付決定の一部取り消しを行い、返還を命じる（福岡市福岡朝鮮初級学校補助金交付要綱第9条、福岡市補助金交付規則第18条及び19条）とともに、加算金の納付（福岡市補助金交付規則第20条）を行う必要があると判断されます。

## 4 結論

以上のことから、本件請求において監査対象事項とした平成21年度福岡朝鮮初級学校教育設備整備事業補助金のうち、

⑨パソコン及び⑩パソコンソフトに係る補助金相当額598,500円について、市長は補助の交付決定を取り消し、学校法人朝鮮学園に対し、30日以内に返還請求するとともに、当該補助金の受領日から納付日までの日数に応じた加算金を請求することを勧告します。

なお、その他の請求部分についての請求人の主張は理由がないものと認め棄却します。

## 第5 福岡市長に対する監査委員の意見

本市の補助金については、福岡市補助金交付規則第5条及び第15条に基づき、市長は、補助金の交付申請時、及び、補助事業完了報告時等に、申請書類、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがな  
いかどうか、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか等を確認しなければならないものとされています。

今後、補助金に係る所管課において、価格調査や現地での現物確認など、規則・要綱等に則ったより厳格な審査・調査を行うよう強く要請します。

[勧告文]

監総第112号  
平成24年5月16日

福岡市長 高島 宗一郎 様

|         |     |   |   |
|---------|-----|---|---|
| 福岡市監査委員 | おばた | 久 | 弥 |
| 同       | 川 辺 | 敦 | 子 |
| 同       | 石 井 | 幸 | 充 |
| 同       | 大 松 |   | 健 |

住民監査請求（福岡市職員措置請求）に係る措置について（勧告）

平成24年3月19日付けで提出を受けた住民監査請求について、監査を実施した結果、平成21年度福岡朝鮮初級学校教育設備整備事業補助金の実績報告に関し、提出書類に虚偽の記載に当たる事実があったと認め、学校法人福岡朝鮮学園に対し、同補助金の交付決定の一部取り消しを行い返還させざるを得ないと判断します。

したがって、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、同補助金の交付決定の一部を取り消し、同学園に対し、30日以内に返還請求するとともに、当該補助金の受領日から納付日までの日数に応じた加算金を請求することを勧告します。

なお、本市の補助金については、福岡市補助金交付規則第5条及び第15条に基づき、市長は、補助金の交付申請時、及び、補助事業完了報告時等に、「申請書類、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか」等を確認しなければならないものとされています。

今後、補助金に係る所管課において、価格調査や現地での現物確認など、規則・要綱等に則ったより厳格な審査・調査を行うよう強く要請します。

## 参 考 資 料

- 1 福岡朝鮮初級学校現地確認写真…………… 1～4  
(H24.4.10撮影 ※資料3P ⑦体育用品<ライン引き>のみH24.4.14撮影)
- 2 福岡市補助金交付規則…………… 5～9
- 3 福岡市福岡朝鮮初級学校補助金交付要領……………10



## 【福岡朝鮮初級学校現地確認写真】

### ① 階段用安全手摺設置



### ② シャープ液晶テレビ20インチ



③ シャープ液晶テレビ37インチ



④ シャープDVDレコーダー



⑤ キヤノンプリンター i x 5000 A3対応



⑥ 屋外テント



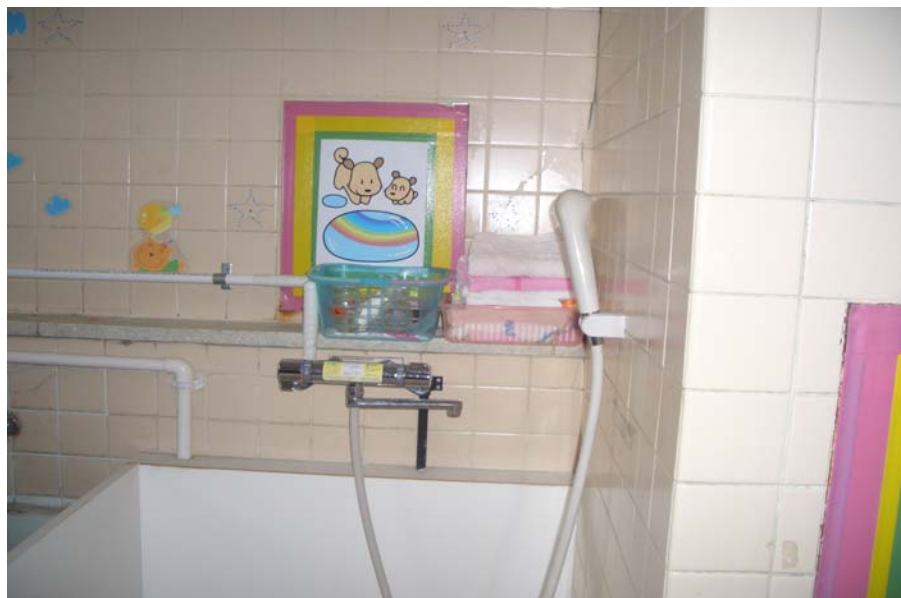
⑦ 体育用品（等賞旗他）〈等賞旗〉



⑦ 体育用品（等賞旗他）〈ライン引き〉



⑧ 簡易シャワー設備（温水配管）



# 福岡市補助金交付規則

(目的)

**第1条** この規則は、法令に特別の定めのあるもののほか、補助金に係る予算の執行について基本的事項を定めることにより、その適正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 補助金 本市が交付する補助金及び元利補給金(公共団体に対し交付するもの、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の適用を受ける会計から交付するもの及び市長が特に認めるものを除く。)をいう。
- (2) 補助事業 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業を行なう者をいう。

(通則)

**第3条** 補助金に係る予算の執行は、補助金が市税その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金の交付の目的に従って公正かつ効率的に行なわなければならない。

## 第2章 補助金の交付の申請及び決定

(補助金の交付の申請)

**第4条** 補助金の交付の申請をしようとする者は、市長に対しその定める期日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称、住所及びその営む主な事業
- (2) 補助事業の目的及び内容
- (3) 補助事業の遂行に関する収支計画及び事業計画
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請は、様式第1号によるものとする。

(補助金の交付の決定)

**第5条** 市長は、補助金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに交付の決定をしなければならない。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、第1項の調査の結果により補助金を交付することが不相当と認めるときは、すみやかに申請者に対しその旨を通知しなければならない。

(補助金の交付の条件)

**第6条** 市長は、補助金の交付の決定をする場合には、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けべきこと。

- 2 市長は、補助事業の完了により当該補助事業者<sup>2</sup>に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還すべき旨の条件を付することができる。
- 3 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、前2項に定める条件のほか、必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

**第7条** 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、様式第2号によりすみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

**第8条** 補助金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、様式第3号により市長が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

**第9条** 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合
- (2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)

- 3 市長は、第1項の規定による補助金の交付の決定の取消により特別に必要なとなつた事務又は事業に対しては、次の各号に掲げる経費に限り補助金を交付することができる。

- (1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 補助事業を行なうため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費

- 4 第7条の規定は、第1項の処分をした場合について準用する。

### 第3章 補助事業の遂行等

(補助事業の遂行)

**第10条** 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令、条例及び規則に基づく市長の処分に従い善良な管理者の注意をもつて補助事業を行なわなければならない、いやしくも補助金の他の用途への使用(利子補給金については、その交付の目的となつている利子の軽減をしないことにより、補助金の交付の目的に反してその交付を受けたことになることを含む。)をしてはならない。

(関係書類の整備)

**第11条** 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかななければならない。

(状況報告)

**第12条** 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行に関する報告を徴することができる。

(補助事業の遂行命令等)

**第13条** 市長は、補助事業者が提出する報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

**第14条** 補助事業者は、補助事業が完了したとき(原則として登記できるものは登記後とし、又補助対象事業が継続して行なわれている場合は、各年度の第4・4半期とする。)又は補助事業の廃止の承認を受けたときには、様式第4号により補助事業の成果を記載した実績報告書に市長の定める書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

**第15条** 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを様式第5号により調査確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第6号により当該補助事業者に通知しなければならない。

(是正のための措置)

**第16条** 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときには、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 第14条の規定は、前項の規定による命令に従って行なう補助事業について準用する。

(補助金の交付の時期)

**第17条** 補助金は、第15条の規定により確定した額を補助事業の終了後(補助事業が継続して行なわれている場合には、各年度末)に交付するものとする。ただし、補助事業の性質上、その事業の終了前(補助事業が継続して行なわれている場合には、その年度途中)に交付することが適当と認めるときには、一括又は分割して事前に交付することができる。

2 前項ただし書の場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

第4章 補助金の返還等

(決定の取消)

**第18条** 市長は、補助事業者が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令、条例及び規則に基づく市長の処分又は命令に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 第7条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

**第19条** 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(加算金及び延滞金)

**第20条** 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。ただし、加算金の金額が10円未満であるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定の適用については、当該補助金が2回以上に分けて交付されているときは、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとみなし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとみなす。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例(昭和32年福岡市条例第12号)第4条の規定により算出した延滞金を市に納付しなければならない。
- 5 市長は、第1項又は第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(平成8規則42・一部改正)

(他の補助金の一時停止等)

**第21条** 市長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

第5章 雑則

(理由の提示)

**第21条の2** 市長は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

(平成8規則42・追加)

(財産の処分の制限)

**第22条** 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、第6条第2項の規定による条件に基づき、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

- (1) 不動産及びその従物。
- (2) 機械、重要な器具その他重要な資産で市長が定めるもの及びその従物。

**第23条** 市長は、前条に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべきことを命ずることができる。



(立入検査等)

**第24条** 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に報告をさせ又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(不当干渉等の防止)

**第25条** 補助金の交付に関する事務その他補助金に係る予算の執行に関する事務に従事する職員は、当該事務を不当に遅延させ、又は補助金の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者に対して干渉してはならない。

(雑則)

**第26条** この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和44年度予算より執行する補助金から適用する。
- 2 この規則の施行前になされた補助金に関する申請及び決定等の行為は、これらの行為に相当する行為についてのこの規則の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則(平成8年3月28日規則第42号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の福岡市補助金交付規則の規定により作成された様式は、この規則による改正後の福岡市補助金交付規則の規定にかかわらず、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

## 福岡市福岡朝鮮初級学校補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市における私学教育の振興及び国際交流の推進を図るため、福岡朝鮮初級学校教育設備整備事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、福岡市補助金交付規則(昭和44年福岡市規則第35号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、学校法人福岡朝鮮学園(以下「朝鮮学園」という。)とし、次に掲げる要件に該当しなければならない。

(1)本市の市税を滞納していないこと。

(補助事業)

第3条 補助の対象となる事業は、教育設備整備事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、朝鮮学園が設置する福岡朝鮮初級学校において教育の用に供する設備の整備及び備品の購入に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、市長が予算の範囲内で定めるものとする。

(補助金の申請)

第6条 朝鮮学園は、この補助金を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)教育設備整備事業収支予算書(事業計画書)

(2)学校設置状況調書及び学則

(3)市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書

(4)その他市長が必要と認める書類

2 前項3号に規定する証明書は、申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。ただし、市長が朝鮮学園の同意に基づいて市税の納付状況を調査することにより確認できる場合は、証明書の提出を要さない。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定により提出された補助金交付申請書の内容を審査し、必要があるときは調査を行い、補助金の交付を適当と認めるときはその額を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(実績報告)

第8条 朝鮮学園は、実績報告書に次に定める書類を添えて、当該年度終了後30日以内に市長に提出しなければならない。

(1)教育設備整備事業報告書

(2)事業の経過または成果を証する書類

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金を受けた朝鮮学園が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金交付の内容またはこれに付した条件に違反したとき、あるいは提出書類に虚偽の記載があったときは、補助金交付決定の全部または一部を取消することができる。

2 市長は、前項の場合、既に補助金が交付されているときは、当該取消に係る部分の補助金を期限を定めて返還させるものとする。

(補助金交付の方法)

第10条 補助金の交付は全額前金払とする。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。